

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 13 日 (火) 第3398号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

公 告

○平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告 (建築課取扱い) 1

公 告

平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項に規定する都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成30年 3 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 試験の期日及び場所

(1) 二級建築士試験

区 分	期 日	場 所
学科の試験	平成30年 7 月 1 日 (日) 午前10時から午後5時10分まで	(1) 鹿児島試験場 鹿児島大学工学部 (鹿児島市郡元一丁目21番40号) (2) 奄美試験場 鹿児島県大島支庁 (奄美市名瀬永田町17番3号)
設計製図の試験	平成30年 9 月 9 日 (日) 午前11時から午後4時まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部 (鹿児島市郡元一丁目21番40号)

(2) 木造建築士試験

区 分	期 日	場 所
学科の試験	平成30年 7 月 22 日 (日) 午前10時から午後5時10分まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部 (鹿児島市郡元一丁目21番40号)
設計製図の試験	平成30年 10 月 14 日 (日) 午前11時から午後4時まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部 (鹿児島市郡元一丁目21番40号)

2 受験資格

建築士法第15条各号のいずれかに該当する者

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 試験科目

- (ア) 建築計画
- (イ) 建築法規

(ウ) 建築構造

(エ) 建築施工

イ 試験の免除

次の表の左欄に掲げる者については、その者の申請により、それぞれ同表の右欄に掲げる学科の試験を免除する。

平成28年又は平成29年に都道府県知事が実施した二級建築士試験の学科の試験に合格した者	二級建築士試験の学科の試験
平成28年又は平成29年に都道府県知事が実施した木造建築士試験の学科の試験に合格した者	木造建築士試験の学科の試験

(2) 設計製図の試験

ア 対象者

学科の試験に合格した者及び学科の試験を免除された者

イ 試験の課題

平成30年 6 月 6 日 (水) 頃から鹿児島県庁 (行政庁舎15階) 掲示板並びに公益社団法人鹿児島県建築士会の本部及び各支部に掲示するとともに、学科の試験の日に各試験場に掲示する。

4 受験手数料

所定の額

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 対象者

郵送による受験申込みについては、次のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。

(ア) 二級建築士試験を受験しようとする者であって、過去に都道府県知事が実施した二級建築士試験の受験をしたことがあるものが、平成29年以前の二級建築士試験の受験票又は合否を証する書面をイの(ウ)の受験申込書に貼付する場合

(イ) 木造建築士試験を受験しようとする者であって、過去に都道府県知事が実施した木造建築士試験の受験をしたことがあるものが、平成29年以前の木造建築士試験の受験票又は合否を証する書面をイの(ウ)の受験申込書に貼付する場合

(ウ) 離島その他の遠隔地に居住するため直接申込みができない等やむを得ない事情がある者が、遠隔地に居住することを証明する個人番号を記載していない住民票の写し又は直接申込みができない旨を証明した勤務先の証明書を受験申込みの際に提出する場合

イ 提出書類等

(ア) 受験申込書

(イ) 建築士法施行細則 (昭和25年鹿児島県規則第116号) 第13条第1項第1号及び第2号に掲げる書類 (受験申込みをしようとする者がアの(ア)又は(イ)に該当する場合は、提出を要しない。)

(ウ) 写真 (受験申込み前 6 月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもの) 2 枚

(エ) 二級建築士試験の学科の試験の免除を申請しようとする者にあつては、平成28年又は平成29年に都道府県知事が実施した二級建築士試験における学科の試験の合格通知書又は設計製図の試験の不合格の通知書

(オ) 木造建築士試験の学科の試験の免除を申請しようとする者にあつては、平成28年又は平成29年に都道府県知事が実施した木造建築士試験における学科の試験の合格通知書又は設計製図の試験の不合格の通知書

ウ 提出書類等の提出先及び受付期間

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

郵便番号 102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3 番 6 号 電話番号 03-6261-

3310

平成30年4月2日（月）から同月16日（月）までとする。

エ 提出書類等の提出方法

提出書類等は、ウの提出先に簡易書留で郵送すること。

なお、ウの受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に都道府県知事が実施した二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaenic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

イ 受験申込受付期間

平成30年4月9日（月）午前10時から同月16日（月）午後4時までとする。

(3) 受付場所における受験申込み

ア 提出書類等

(1)のイに同じ。

イ 提出書類等の受付場所、受付期間及び問合せ先

(ア) 鹿児島県住宅供給公社ビル325号室（鹿児島市新屋敷町16番）

平成30年4月19日（木）から同月23日（月）までのそれぞれの日の午前10時から午後5時までとする。

公益社団法人鹿児島県建築士会本部（電話099-222-2005）

(イ) 鹿児島県大島支庁本館4階会議室（奄美市名瀬永田町17番3号）

平成30年4月19日（木）及び同月20日（金）のそれぞれの日の午前10時から午後5時までとする。

公益社団法人鹿児島県建築士会奄美・大島支部（電話0997-53-3898）

ウ 提出書類等の提出方法

提出書類等は、イの受付場所に直接提出すること。

6 受験申込書の用紙の交付

5の(1)又は(3)に必要な受験申込書の用紙は、公益社団法人鹿児島県建築士会の本部及び各支部（南薩支部、川薩支部及び奄美・大島支部を除く。）において、平成30年4月2日（月）から同月23日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）交付する。

なお、前記の期間内に鹿児島県鹿児島地域振興局、南薩地域振興局、北薩地域振興局、大島支庁及び大島支庁徳之島事務所並びに垂水市役所においても交付するが、交付場所については、同期間内に当該地域振興局等に問い合わせること。

7 合格者の発表等

(1) 学科の試験の合格者の発表

二級建築士試験は平成30年8月21日（火）（予定）に、木造建築士試験は同年9月4日（火）（予定）に、鹿児島県庁（行政庁舎15階）掲示板に掲示するなどして発表する。

(2) 最終合格者の発表

平成30年12月6日（木）（予定）に、鹿児島県庁（行政庁舎15階）掲示板に掲示するなどして発表する。

(3) 合格者等への通知

(1)及び(2)とも、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

8 その他

(1) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

(2) 試験についての照会は、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は公益社団法人鹿児島県建築士会本部（電話099-222-2005）に対して行うこと。